

佐賀市教育委員会公告第1号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

令和8年5月22日

佐賀市長 坂井 英 隆

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 小中学校LED照明器具賃貸借（1期）
- (2) 履行場所 勸興小学校外10校
- (3) 契約期間等
 - ア 契約期間 契約締結の日から令和18年3月31日まで
 - イ 設置作業期間 契約締結の日から令和9年3月18日まで
 - ウ 賃貸借期間 令和9年3月19日から令和18年3月31日まで

2 業務の概要

- (1) LED照明器具等の調達
- (2) 照明器具等の取替工事
- (3) 既存照明器具等の処分
- (4) 賃貸借期間におけるLED照明器具一式の維持管理

詳細については、別紙「小中学校LED照明器具賃貸借（1期）・仕様書」のとおりとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市における令和6～8年度物品購入等競争入札参加資格者一覧表中、賃貸借（リース・レンタル）の業種のうち、その他の賃貸借の分類に登録がある者
 - イ 2(2)に掲げる業務に際し、佐賀市における令和7・8年度建設工事入札参加資格審査の結果、電気工事の資格があると認められた者であって、佐賀市内に本店を有しているものを配置できること。
 - ウ 2(2)に掲げる業務の作業現場に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - エ 2(4)に掲げる業務に際し、佐賀市における令和7・8年度建設工事入札参

加資格審査の結果、電気工事の資格があると認められた者であって、佐賀市内に本店を有しているものを配置できること。

オ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

カ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀市からの指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

キ 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きの申し立てがなされている者ではないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、当該申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

(3) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書、入札書等の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

イ 入札書及び積算内訳書（本業務名及び入札参加者の会社名を記入した中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。）

ウ 3(1)イに掲げる配置を予定する電気工事事業者を記した書面（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

エ 3(1)ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に係る資格を証する書類の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

オ 資本的関係・人的関係調査票（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

(2) 提出期限 令和8年6月12日（金）必着

(3) 提出先 郵便番号840-0811

佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市教育部教育総務課

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記入された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記入すること。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月16日（火）午前10時

(2) 場所 佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市役所大財別館（教育部教育総務課）

7 仕様書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（CD-R（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所 佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市役所大財別館（教育部教育総務課）

電話 0952-40-7353

- (2) 期間 令和8年5月22日(金)から令和8年6月12日(金)までの午前9時から午後5時まで(佐賀市の休日に関する条例(平成17年佐賀市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)とする。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期限 令和8年5月29日(金)
- (2) 質問先 佐賀市教育部教育総務課
メールアドレス kyoiku@city.saga.lg.jp
- (3) 質問方法 仕様書等と併せて配布するエクセル様式により作成し、電子メールにより提出すること。
- (4) 回答方法 令和8年6月5日(金)午前9時から佐賀市教育部教育総務課において公表する。

9 同等品審査

- (1) 提出期限 令和8年5月29日(金)
- (2) 提出先 佐賀市教育部教育総務課
メールアドレス kyoiku@city.saga.lg.jp
- (3) 提出方法 同等品申請書及び当該製品が同等品であることを証明できるカタログその他資料を電子メールにより提出すること。
- (4) 回答方法 令和8年6月5日(金)までに電子メールで回答する。

10 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和8年6月15日(月)までに電話で連絡する。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

契約金額の100分の10(当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7)以上の金額とする。ただし、佐賀市財務規則第104条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、全部を免除し、又は一部を減額する。

13 予定価格

公表しない。

14 最低制限価格

この公告に係る入札については、最低制限価格を設けない。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 3に規定する資格を有する者でない者

- (2) 入札を行った後、開札の時までに3(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者
- (3) 入札について不正行為を行った者
- (4) 5(1)に掲げる提出書類を提出しない者
- (5) 入札書及び積算内訳書の中封筒に入れていない者
- (6) 本業務名及び入札参加者の会社名の記入がない中封筒を外封筒に入れている者
- (7) 本業務名とは異なる業務名を記入した入札書又は積算内訳書の中封筒に入れている者
- (8) 本業務名、入札参加者の会社名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書の中封筒に入れている者
- (9) 本業務名及び入札参加者の会社名の記入がない積算内訳書の中封筒に入れている者
- (10) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (11) 入札金額並びに入札参加者の会社名、代表者氏名及び印鑑について、誤脱又は判読不可能な記入をした者
- (12) 1人で2以上の入札を行った者

1.6 落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和8年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1.7 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「小中学校LED照明器具賃貸借（1期）に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 問合せ先

佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市役所大財別館（教育部教育総務課）

電話 0952-40-7353